

## 石綿製品の使用が原則禁止になります

～労働安全衛生法施行令の一部を改正～

製造、使用等が禁止される有害物として、石綿を含む製品のうち石綿セメント円筒や押出成形セメント板など 10 品目を追加する「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令」が平成 15 年 10 月 16 日に公布されました。これにより、ほぼすべての石綿含有製品の使用などが禁止となります。同政令の施行は、平成 16 年 10 月 1 日です。

石綿は、耐熱性、耐腐食性、耐摩耗性に優れた材料ですが、その粉じんを吸入することで、肺がん、悪性中皮腫、石綿肺を発症させることが明らかになっています。労働者の健康障害の防止の観点から、石綿のうち特に有害性の高いアモサイト及びクロシドライトについては、平成 7 年にその使用が禁止されています。しかし、クリソタイルなどその他の種類の石綿については、代替化が困難だったこと等から禁止までは行わず、特定化学物質等障害予防規則において、局所排気装置の設置、呼吸用保護具の使用などのばく露防止対策などによる管理の徹底を図ってきたところです。

その後、厚生労働省では、近年これらの石綿についても代替品の開発が進んできていることを踏まえて、国民の安全確保にとって石綿製品の使用がやむを得ない物を除き、原則として使用などを禁止する方向で学識経験者による「石綿の代替化等検討委員会」において検討を行ってきました。その結果、代替化が可能であるとされた製品について、労働安全衛生法施行令第 16 条を改正することにより、その製造、輸入、譲渡、提供、使用を禁止することとなりました。

今回、使用等が禁止されたのは、①石綿セメント円筒、②押出成形セメント板、③住宅屋根用化粧スレート、④繊維強化セメント板、⑤窯業系サイディング、⑥クラッチフェーシング、⑦クラッチライニング、⑧ブレーキパッド、⑨ブレーキライニング、⑩接着剤のうち石綿を重量の 1% を超えて含む製品です。

なお、経過措置として施行日(平成 16 年 10 月 1 日)前に製造し、または輸入された石綿含有製品については、適用されません。